

## 藤原清輔の「南殿の桜」詠をめぐって

―二条天皇とのかかわり―

芦 田 耕 一

六条藤家清輔（一一〇四年―七七）が詠んだ歌に『清輔集』に入る、

南殿のさくらを見て

43 吉野山みねつづき見し花桜一木が末にさきみちにけり

がある。紫宸殿の桜一本の美しさは吉野山全山の桜が咲き満ちているのに匹敵するくらいにすばらしいという。『清輔集』はおおよそどういふ情況で詠じられた歌なのかを示されることはけっして多くはなく、ただ単に歌題だけが見られるのが普通なのである。これらの中には歌会等で詠まれたものが少なからず存在することは十分に考えられる。四三番歌はいわゆる日常生活詠であることが詞書から分かるが、どういふ折に作られたのか、さらに清輔にとって「南殿のさくら」はどんな意味をもっていたのかなど大いに興味をそそられる問題が残されている。「南殿のさくら」については、久保田淳氏に「南殿の桜」〔文学〕一九九〇年・冬〕という論考があり、以下の所説はその驥尾に付しながら、当歌の背景を論じていこうとするものである。

―

清輔が活躍した時代において、紫宸殿の桜が多く詠まれるのは久保田氏が指摘しているように二条天皇（一一四三年―一六五、在位は一一五八年―一六五）の在位時である。いくつかの例を上げて説明を加えていこう。

藤原清輔の「南殿の桜」詠をめぐって

―二条天皇とのかかわり―

『新古今集』賀に、

おなじ御時（注、二条天皇）、南殿の花のさかりに、歌よめとおほせられければ

参河内侍

733 身にかへて花もをしまじ君が代にみるべき春のかぎりなければ  
とみえるのがある。これは『玄玉集』六に、

二条院御時、南殿の桜のちるを御らんじて、歌つかうまつるべきよし仰有りければよめる

三河内侍

563 身にかへてちるもをしまじ君が代の花みん春のかぎりなければ  
と入り、詠まれた情況や歌は異なっているが、わが命と引き替えに花の命を延ばすことはするまい、御代に桜をみる春  
は限りなくあるからと天皇を寿いでいるのである。作者は天皇に東宮時代から仕え、即位後は掌侍となっている。

『二条院讃岐集』に、

二条院の御とき、月あかりける夜、よもすがら南殿のはな御らんじて、あかつきちかくなりてさとへいでて、

次のひまゐらせたりし

6 花ならず月も見おきし雲のうへに心ばかりはいでずとをしれ

御かへし

7 いでしより空にしりにき花の色も月も心にいれぬ君とは

おなじころ、雨ふりしひ、なん殿のはなの庭の水にうつりたりしをみて

8 庭たづみうつさざりせば雲のうへに又たぐひある花とみましや

贈答歌は、退出したが心だけは宮中に置いたままだという讃岐詠に、退出した上は情趣を解さない人だと分かったと  
天皇はやり返したのである。月のすばらしい夜に夜通し紫宸殿の桜を觀賞するという風流さはまさに数寄者の世界であ  
る。八番歌は、庭たづみに桜が映っているから宮中の桜も美しいと分かったという意であり、この桜を称賛したのであ

ろう。作者は源三位頼政女、若くして二条天皇に仕えている。これら五首はいつの詠か明らかでない。

次に、紫宸殿の桜で天皇の死を悼む歌を上げてみよう。

前出の参河内侍の歌が『月詣和歌集』一〇に、

二条院かくれさせ給ひて、南殿の花をみてよめる

参河内侍

963 思ひ出づやなれし雲るの桜花みし人かずに我をありきと

とみえる。馴れ親しんだ桜に対して自分が観賞していたことを思い出してくれたかと呼びかけている。

『実国集』には、

二条院かくれさせたまひてまたのとしの春、南殿の花ををりて、ともだちなりし人のこもりゐたりしにみせにつかはすとて

71 九重にみしよの春はおもひいづやかはらぬはなの色につけても

がある。友人に対して桜でもって宮中を思い起こしたかという。友人も天皇と関わり、それゆえに南殿の桜に託したものであろう。二条天皇は永万元年（一一六五）七月二十八日に薨じている。

このような時だけではなく、自分たちの思いを訴える場合にも紫宸殿の桜が詠まれている。

『隆信集』に、

二条院の御時、殿上のぞかれたりしつぎのとしの春、臨時祭のまひ人にてまゐりたりしに、南殿の桜をみて、花のえだにつけて女房のもとへ申入れ侍りし

757 わするなよなれし雲井の桜花うき身は春のよそになるとも

かへし

758 おもはずに身こそ雲井のよそならめなれし花は忘れしもせじ

とみえる。清涼殿の殿上の間に昇ることができなくなった翌年の春に、自分を忘れないでくれよと桜に訴えかけており、これに対して、宮中との関わりがなくなっても桜はけっして忘れはしないと返したのである。「女房」は、「わするなよ」

詠だけを上げる『新勅撰集』雜一（一〇四四番）に拠れば「内侍丹波」である。返歌の作者については、女房に送って女房が返したということになるが、実際は天皇の所為と考えてよいであろう。

藤原隆信（一一四二年—一二〇五）が「殿上のぞかれた」のは、永暦元年（一一六〇）七月二十二日のことであり、『山槐記』同日条によれば、

近日殿上番有其沙汰不仕人五人、依院宣除籍、所謂（中略）若狭守隆信、散位季信等也である。後白河院により除籍されたのだが、元に復してもらおうべく天皇に訴えたのである。

また、ここにいる「臨時祭」は春の石清水八幡宮の臨時祭のこと、三月の中午日に行われるが、永暦二年は三月九日であった（石清水八幡宮記録）。祭のことについて、『国史大辞典』から摘記すれば、「祭の二日前に清涼殿で歌舞を試練する（試楽という）。試楽には天皇出御、使以下参入、駿河舞と求子（もとめこ）を舞う。（中略）祭の日天皇は清涼殿に出御、人形と麻で祓をされ、御幣を押し御座を改める。庭上には所司の座を設ける（庭座という）。天皇出御、使以下に宴を賜い舞をご覧になる」であり（中野幡能氏執筆）、詞書にいう情況と矛盾するところはない。

最後に、永暦二年三月九日前後の天皇の在所（一）をみよう。

前年の十二月二十七日には『山槐記』同日条に拠れば「今夜行幸大内」、翌二年は『御遊抄』一月二十七日条では「幸東三条」、『山槐記』四月六日条では平野祭により「午刻参内（中略）其儀大炊御門高倉殿  
寝殿南面儀西礼」とあり、三月九日ころは内裏に居た可能性は高いと思われる。ただし、このころは内裏と里第とが併用されていたことに注意しておきたい。

次に、二条天皇が桜を送った例でもって説明しよう。

『頼政集』上に、

いまだ殿上をゆるされぬ事を歎き侍りしに、二条院の御時弥生十日比に行幸なりて南殿の桜盛なるを一枝をらせ  
て去年とことしといかががあると仰せ下され侍りしかば、枝に結付けてまるらせ侍りける

80よそにのみ思ふ雲の花なれば面影ならで見えばこそあらめ

返し

丹後内侍

81さのみやは面影ならで見えざらむ雲ゐの花に心とどめば

昇殿が叶わないでいる頼政が南殿の桜を実際に見たいと愁訴するのに対して、桜にそれだけ心をとどめているならばいつかは願いが叶うだろうと返している。「丹後内侍」は天皇付きの女房であろうが、前の『隆信集』のところでも述べたように、返歌は実際は天皇が詠んだとしておいてよいだろう。これはいつか特定できないが、内裏に行幸したとあるので諸所の里第に居ることが多くなってくる平治元年（一一五九）十二月以降と推測しておきたい。

また、頼政が同じく昇殿できない折に桜を詠んだ歌が『頼政集』上に、

地下にて侍りしに南殿の桜盛に上達部殿上人参りて禁庭花の心を読まれ侍りしに

76てもかけぬ雲ゐの花のしたにゐてちる庭をのみわが物とみる  
とあり、恨めしさを南殿の桜に託している。

なお、頼政が殿上を許されたのは次の六条天皇の仁安元年（一一六六）十二月のことである。

このように、天皇と臣下ともにことさらに桜を意識しており、これを天皇側からみれば、久保田氏が前掲の論考において「父法皇（注、後白河法皇）」とそのような対立状態にあった天皇にとって、南殿の桜は法皇といえどもそれを私することはできない帝王の雅びの象徴、結局は王威そのものの象徴と見なされていたのではないであろうか」と指摘することは充分に肯定できるが、これに加えて桜は両者の紐帯において重要な役割を果たしていることをここで確認しておく。

## 二

南殿の桜が二条天皇の在位時においてはじめて取り上げられるのはいつのことであろうか。

『千載集』賀に、

二条院御時、おほうちにおはしましてはじめて、花有喜色といへる心をよませ給うけるに、よみ侍りける

左大臣

藤原清輔の「南殿の桜」詠をめぐって

「二条天皇とのかかわり」

623 千代ふべきはじめの春としりがほにけしきことなる花ざくらかな

とみえる。「左大臣」は藤原経宗である。同じ時に詠まれたと思われるものが他にも、

『新古今集』賀に、

二条院御時、花有喜色といふ心を、人人つかうまつりけるに

刑部卿範兼

732 君が代にあへるは誰もうれしきを花はいろにも出でにけるかな

『重家集』に、

内裏にてはじめて御会ありしに、花有喜色といふ題を

1 はるかぜものどけきみよのうれしきはなのたもともせばくみえけり

『長秋詠藻』中に、

保元四年の春内裏の御会に、花有喜色といふことをよませたまひしに

210 九重にほひをそふる桜花いく千世春にあはんとすらん

とみえる。

『二条院讃岐集』の次の詠歌はこの歌題がこの折にしかみられないことから同一時の歌会での詠としてよいであろう。

花よろこぶ色あり

3 おのがさく雲井に君をまちつけて思ひひらくる花ざくらかな

4 つねよりも山のはしろきあけぼのはよまにさけるさくらなりけり

これらの詠作年時は『長秋詠藻』および『千載集』の「千代ふべき」詠が入集する『月詠和歌集』一の詞書に「保元四年三月内裏の御会に、花によるこびの色ありといふことを」(六一番)とあることから、保元四年(一一五九)三月となる。天皇が即位したのは前年の八月十一日である。なお、『八雲御抄』二(御精撰本)は「中殿会」とする。

この時の天皇の在所を検してみよう。

『山槐記』保元四年二月十九日条に、方違行幸で白河押小路殿に行くのに「出御自日華(中略)宣陽、建春、待賢門

院、至于東洞院南行」と内裏の諸門を通っていることがみえ、同四月十八日に某所に方違の行幸があった（達幸故実抄）ことなどから、このころは内裏に居たと考えられる。即位は内裏の昭陽舎で行われ、八月二十日には清涼殿に遷御している（ともに『兵範記』）ので、この時まで内裏が在所であったということになるだろう。

さらに注目したいのは、松野陽一氏の指摘に従えば、即位から応保二年（一一六二）までの三年強程に四一回の歌会を催している<sup>(2)</sup>が、この初めての歌会において南殿の桜をモチーフとすることについてである。その意気込みが「花有喜色」という結題に表われているように思う。

では、天皇にとって南殿の桜はどういう意味をもっていたのであろうか。

このころの内裏の情況をみると、たとえば『本朝世紀』久安六年（一一五〇）八月四日条には、  
大内裏中仁寿殿顛倒。近年内裏殿舎拂<sub>レ</sub>地顛倒。所<sub>レ</sub>残此一殿也。今亦如<sub>レ</sub>此。可<sub>レ</sub>傷々々。

とみえ、大風により内裏殿舎すべてが倒壊したという。

この後のことは、『兵範記』保元二年（一一五七）三月二十六日条に、

天晴、内裏棟上、

とみえ、さらに『兵範記』十月八日条に、

天晴、今日天皇遷幸新造大内、

とあり、時の後白河天皇は高松殿より内裏に遷幸している。

前述したように、踐祚は内裏で行われたが、これは新造内裏であった。そもそも内裏がなく、里内という臨時の御所を転々とすることは異常事態であり、当然天皇の権威を傷つけるものである。この踐祚は天皇としてのアイデンティティーを示す絶好の機会であったと思う。

即位後は、石灰壇での伊勢神宮遙拝を毎日欠かさず行い<sup>(3)</sup>、後朱雀天皇と後三条天皇の日記の書写を命じ<sup>(4)</sup>、永暦二年（一一六一）四月二十八日に御書所で作文会と連句を催行している<sup>(5)</sup>が、これらと同じレベルにあるのが内裏を象徴する南殿の桜を詠む歌会であったのだらう。これ以降、多くの歌会がもたれるのである。

さて、南殿の桜については、再度の焼失を経て、堀河天皇の嘉保元年（一〇九四）内裏新造の折にさらに植え替えられたとされているが（平安時代史事典）、歌ではどのように詠まれているのであろうか。

八代集から引くと、『拾遺集』雑春に入る、

延喜御時、南殿にちりつみて侍りける花を見て

源公忠朝臣

1055 とのもりのとものみやつこ心あらばこの春ばかりあさぎよめすな

『後拾遺集』春上の、

南殿の桜を見て

高岳頼言

94 みるからにはなのなたてのみなれども心はくものうへまでぞゆく

『金葉集（三奏本）』一の、

南殿の桜をよませたまへる

花山院御製

43 わがやどのさくらなれどもちるときはこころにえこそまかせざりけれ  
等があり、必ずしも多く詠まれてはいるわけではなく、これという特徴があるわけでもない。

これ以上に看過できないのは、醍醐・村上天皇の延喜・天曆間に盛んに行われ、かつ、これらを準拠とする『源氏物語』花宴に描かれる南殿の桜を賞する宴についてであり、この風流事をヒントに天皇は王権そのものの象徴とするに相応しいとしてこの保元四年の歌会を位置付けたのではなからうか。

### 三

叙上のように、二条天皇と南殿の桜とのつながりをみてきたのであるが、天皇との関わりが詞書等で述べられていない歌でも、この当時南殿の桜を詠んだものが多く存するのである。

『頼政集』上に、

南殿の花見に大納言実房女房あまた引具して大内にまゐりて侍りけるに云ひつかはして侍りし

34 あだならずまもる御かきの内なれば花こそ君にさはらざりけれ

返し

35 九重の内まで人も尋入れば花ふく風をいかがいさめむ

人は桜を散らすことはないが風は分らないという贈答歌であるが、藤原実房（極官は左大臣）が大納言に任じられたのは仁安三年（一一六六）八月十日のことで、天皇薨後短くても三年経過している。実房と天皇との関係は明らかでないが、頼政が実房に言い送ったのにはやはり頼政にとって南殿の桜が天皇と関わっていたからであろう。

寿永百首家集本の『隆信集』は九番で、前掲の七五七番歌「わするなよ」詠を同じような詞書で上げたあとに、次の歌が入る。

そののちおほくのとしつもりて、按察大納言公通、南殿の花みに人人あまたいざなはれしに、まるりてよめる  
10 むかしみしはなはにほひぞまさりけるくものよそにてとしへぬるまに

配列や内容からみて二条天皇と関わっているが、いつのことか不明である。按察大納言藤原公通（一一一七年―七三三）と天皇のつながりは分からないが、公通は承安二年（一一七二）八月十五日に自邸で「公通家十首会」を催しており、隆信、頼政、清輔、藤原公重（公通弟）、平親宗、俊恵等参加者は一七名にもものほり、これ以外にも多くの歌会を主催していたと考えられている。

公通が花見に誘ったことは他の諸家集にもみられる。

『実国集』に、

按察にさそはれて大内のはな見侍りしに

7 くものうへに風ものどけき春なればちるともみえぬ花ざくらかな

8 あかなくにそでにつつめば散る花をうれしとおもふになりぬべきかな

とある。実国と南殿の桜との関わりは前述しており、これを知った上で公通は誘ったのであろう。

俊恵の『林葉集』一に、

藤原清輔の「南殿の桜」詠をめぐって

「二条天皇とのかかわり」

大納言公通南殿の花見られし次手に、藤花写水と云ふ事を人人よみ侍りしに、よめる

178 藤の花うつれるかげをもちながらしづえを浪の何とをるらん

とみえ、俊恵を誘ったとは書かれていないが、たぶんいままでと同じ時のことであろう。また、『林葉集』一にも、

南殿の花のもとにて

159 めづらしく雲るの花もおもふらんつづりの袖に折りてかさせば

があり、「つづりの袖」とあるので出家後のことと分かるが出家の年時は明らかでない。

公重の『風情集』に、

あぜちの大納言にぐし申して、おほ内裏の南殿のさくらをみて

192 すみなれしむかしなりせばかへらでもくも井の花を今日はみてまし

藤花水にうつるといふ心を、同じだいらにて

193 ふちなみのかげろふ水はあさけれどふかむらさきに本マ「」

とあり、いままでと同じような情況が示されており、特に後者詠は『林葉集』一七八番歌と同じ題である。前者詠は上

二句の表現からみて、あるいは二条天皇在位時のことをいっているのではないだろうか。

最後に、『親宗集』を上げよう。

大内紫宸殿の花、人人、見にまかりたりしに、けさうちの女房なむ見つると、頼政卿のさぶらひいへば、弁の内

侍のもとへいひ遣す

18 さくらばなわれよりさきに見てけりともいはぬ木のいふはまことか

とあり、多くの人々と一緒に行ったこと、親宗が「公通家十首会」のメンバーの一員であったことなどからいままでと

同じ時の可能性が高いであろう。

以上、南殿の桜を觀賞するために参内した例を取り上げた。このうち、頼政、隆信、実国と二条天皇との関わりはず

で述べたとおりであり、かつ「むかしみしはな」「すみなれしむかし」と懐古的措辞が詠まれていることから——た

とえ、天皇の遺徳を偲ぶような内容や直截的表現はないにしても——、これらは天皇に因むものと解してよいだろう。

#### 四

ここでは、南殿の桜以外の、内裏を歌題に含むなど内裏に関わって詠まれた歌をみていこう。

まず、歌題の中に内裏が入っている歌に、『重家集』の、

又内にて、禁庭柳垂といふ題を

2 にはのおもはひまなくはらふあをやぎにまかせてをみよとものみやつこ

があり、同題詠に、『長秋詠藻』中の、

同春（注、前歌の詞書から保元四年のこと）内裏御会に、禁庭柳垂といふ心を

21 春くれば玉の砌をはらひけり柳のいとやともの宮つこ

『頼政集』上の、

二条院の御時、禁中柳垂

26 紫もあけもつらなる庭の面に又緑なる玉柳かな

『二条院讃岐集』の、

だいにやなぎたれりといふことを

1 あをやぎのなびくしづえにはきてけりふく春風やともの宮つこ

と、同じ時に詠まれたと思しい四首がある。保元四年（一一五九）三月には前述したように「花有喜色」という題で初めての内裏御会が催行されている（年時を追って配列されている『重家集』の一番歌が「花有喜色」詠である）。メンパーは頼政を除いて同じである。歌題は小異はみられるが同じと考えられ、これ以外にこの歌題は見当たらない。ここで、三人が「とものみやつこ」を詠み込んでいることに注意したい。これは前述した『拾遺集』の「南殿にちりつみて侍りける花を見て」詠んだ「とのもりのとものみやつこ…」を踏まえての表現であろう。これは「花有喜色」の歌題に

藤原清輔の「南殿の桜」詠をめぐって

「二条天皇とのかかわり」

こそ相応しいが、柳に應用したものであろう。内裏といえば、南殿の桜、そしてこの歌を思い起こしたのであろう。同じ歌詞で詠まれるのはたぶん偶然の符号ではなく、誰かが言い出したのであろうが、これは当時けっして珍しいことではなかった。

また『頼政集』上に、

禁中祝の心を二条院の御時人にかはりて読める

311 むかしよりおきけるちりの山なれど君が御代にぞ雲はかかれ

と、同じように「禁中」を詠んでいるのがある。この歌題は他にみられない。

これらの歌題は天皇自らが提示したのではなからうか。稿を改めて述べたいが、天皇主催の歌会には即題が多く、またいままでに全くみられなかった新しい歌題や一字だけを変えた結題を創ることがしばしばあるように思われるからである。

次に、内裏の中のある場所に関わっている歌をいくつか上げよう。

『重家集』に、

はぎのとなにて人人めして御あそびありしついでに卒爾

禁中萩

35 いにしへもかかるにはひのありければなづけそめけるはぎのみとかも

虫声驚夢

36 きりぎりすかべのなかなるこゑゆるゑにむすびさしつるよはのゆめかな

始得返事恋

37 けふこそはみつとばかりのことはもなほざりながらかきおこすめれ

次折句歌

くつわむしを句のかみにおきて、こひのこころを

38 くにけりつれなき人のわりなきにむせぶ涙にしほるたもとは

とある。管絃会の座興での歌会である。一首目には歌題に「禁中」が入っている。『重家集』の配列から松野陽一氏は保元四年のこととする<sup>(6)</sup>が、歌題に従えば秋であろうと考えられる。この時の天皇の在所については、四月十八日に某所へ方違の行幸があり(前述)、これ以降は十月十四日に白河押小路殿へ方違の行幸があり、十六日に内裏に還御している(平治元年十月記)ことから判断すれば、内裏であったとしておいてよいだろう。

「はぎのと(萩の戸)」については、岩佐美代子氏に所説があり、従来は清涼殿北廂にある一室とされていたが、北廂の東面妻戸のあたりに萩を植えることが恒例化したので、その付近の妻戸が「萩の戸」と呼ばれ、それがそのまま一室と考えられるようになったとする<sup>(7)</sup>。

なお、「禁中萩」の題が『頼政集』上にも、

大内にて禁中萩と云ふ心を人にかはりて読み侍りける

180 山吹や菊もかさなる数はあれどまさりてみゆる九重のはぎ

とみえる。『重家集』が「卒爾」での詠とするので頼政の代作は不可能かと思われ、同じ歌会ではないだろう。これもし二条天皇の時とすれば、同じ題での歌会が別に催されたことになる。

これら二字題と結題の三首および「くつわむし」での折句は他に見出されないものであり、三五、六番の歌題や「くつわむし」からみて、いわゆる囁目の景によって天皇が創出したのではなからうか。

『千載集』雑下に入る、

二条院御時、こいたじきといふ五字をくのかみにおきて、たびのこころをよめる

源雅重朝臣

1167 こまなめていざみにゆかたつた川しら浪よするきしのあたりを

をみよう。「こいたじき」での折句で旅の心を詠ませたのは『伊勢物語』九に做ったのである。「こいたじき(小板敷)」は清涼殿南廂の殿上の間の南の板敷、あるいは清涼殿の東南、紫宸殿に連絡する南廊の西北部の板敷二間の部分という

藤原清輔の「南殿の桜」詠をめぐって

「二条天皇とのかかわり」

二説がある(8)が、ここは前者ではなからうか。

同様のものに『俊忠集』の、

殿上にてくつかぶりのうた、当座、こいたじき、ときのふだ

53 こしたもいとどひがたきたびのよのしらつゆむすぶぎぎのこのした

があり、のちに『新勅撰集』雑五に「堀院御時、藏人頭にて殿上にさぶらひけるあした、いでさせたまうて、こいたじき、ときのふだをくつかうぶりによめとおほせこと侍りければ、つかうまつりける」として、作者「権中納言俊忠」、第四句が「しらつゆはらふ」で収められている(一三六九番)。「ときのふだ」は殿上の間の小庭にある時刻を示すための札のこと。天皇が藤原俊成父の俊忠(一〇七一年—一一二三)詠を意識していたか否かは分からないが、小板敷を用いたのは、雅重(一一六三年十二月八日没)は『兵範記』仁平二年(一一五二)一月八日条に抛れば、同日に正五位下に叙せられており(これ以降の位階は不明)、俊忠と同様に昇殿を許されて殿上の間に伺候していたからではなからうか。

最後に、『頼政集』上から上げよう。

新院の御時さと大内におはします比大里に侍ひけるがりようき殿前の梅の花さかりに侍りけるを、小どねりしてをりにつかはしたりける枝に結付けてたてまつりける

21 九重のうちににはへる梅の花とへばちらさじと思ひしものを

返し

兵衛内侍

22 九重のおなじ御かきのうちなればあだにはちらぬ花とこそみれ

新院が里第にいる時に内裏内の綾綺殿の梅を折りに小舎人童をよこしたという。

この「新院」について検討してみよう。

藤原実定の『林下集』下に、

新院の御くらるの時のことなり、おなじきころよりまさの朝臣のもとへ申しやりし

321 ことがくれてみしよの月をわすれずはおなじくもるをあはれとやおもふ

(返歌は省略)

この歌は、二条の院御時殿上を申して、人しれぬおほうちやまの山もりはこがくれてのみつきをみるかな、とよみたりしに殿上ゆりたれば、そのころなり

とみえる新院がいる。左注の「人しれぬ」詠は『千載集』雑上の、

二条院御時、としごろおほうちまもることをうけたまはりて、みかきのうちには侍りながら、昇殿はゆるされざりければ、行幸ありける夜、月のあかりけるに女房のもとに申し侍りける

前右京権大夫頼政

978 人しれぬおほうち山のやまもりはこがくれてのみ月をみるかな

のことであり、これらから、『林下集』の「新院」は二条天皇と思われる。

頼政詠へ返歌をした「兵衛内侍」については、『重家集』に、

八月十五日、皇后宮はかくれさせ給ひての九月つごもりのひ、二条院、故殿などの御事のうちつづきたりしをおもひいでて、兵衛内侍のもとへきこえし

518 くれぬともなにかをしまむとしをへてうさのみつもる秋と思へば

(返歌は省略)

とみえる。「皇后宮」は承安三年(一一七三)八月十五日に崩じた二条天皇中宮育子であり、「故殿」は仁安元年(一一六六)七月二十六日に没した摂政藤原基実であろう。兵衛内侍は彼らとつながる人物ということになる。

以上の資料から考えれば、『頼政集』の「新院」は二条天皇と断じておいてよいだろう。

綾綺殿の梅は『古今集』秋下に、

貞観御時、綾綺殿のまへに梅の木ありけり、にしの方にさせりけるえだのもみちはじめたりけるをうへにさぶらふをのこどもよみけるついでによめる

藤原かちおむ

藤原清輔の「南殿の桜」詠をめぐって

「二条天皇とのかかわり」

255 おなじえをわきてこのはのうつろふは西こそ秋のはじめなりけれ

とあり、綾綺殿は文学作品にほとんどみられないので両者の関係を重視するべきであろう。二一番歌は紅葉した梅ではなく、梅本来の姿を賞でる天皇の優雅な行為と解しておきたい。

なお、綾綺殿は新嘗祭の前夜に行われる鎮魂祭の祭場である。

## 五

いままで論じてきたように、二条天皇は内裏に拘泥するのであり、その象徴として南殿の桜があったということになるだろう。

ここで冒頭に掲げた、清輔の「吉野山」詠に戻って検討してみよう。これも天皇と関わるのではないかと考えられるが、さらに清輔と桜に因む次の歌に注目したい。

『頼政集』下に、

上達部殿上人あまた大内の花みられ侍りしに、三位大進清輔ふみをかきてさしつかはしたるをみ侍れば

631 朝ゆふになれしむかしのもしきを花のたよりにみるぞ露けき

返し

632 なれにけん昔を忍ぶ袖の上におつる花もや露けかるらん

がある。井上宗雄氏は天皇薨の翌年仁安元年（一一六六）の春かとしている<sup>(9)</sup>が、傾聴すべきであろう。前掲の、参河内侍の「思ひ出つや」詠や藤原実国の「九重に」詠と同じ情況下での歌ということになる。上達部や殿上人が南殿の桜を見に行った折、清輔は聞きつけて、天皇在位時に馴れ親しんだ内裏を亡き後に花のついでに見るのは堪えられないと言いついてきたのである。清輔にとっても余人と同じく桜は天皇そのものであり、かつ桜を共有する世界にいる。

こう考えると、「吉野山」詠は天皇に関わっての歌という蓋然性が高いと思う。この御代を謳歌する内容となっていくことからみて、天皇在位時のことで、あるいは天皇主催の歌会の折にでも詠まれたものではなからうか。

それにしても、『清輔集』において天皇薨時の歌や天皇に愁訴した歌は明確に説明されているにもかかわらず、この歌を清輔はなせもっと詳しく述べなかつたのであろうか。

注

- (1) 以下の天皇の在所については、詫問直樹編『皇居行幸年表』を参考にした。
- (2) 『藤原俊成の研究』所収「伝記資料研究」
- (3) 『山槐記』応保元年(一一六一)十二月二十五日条
- (4) 『玉葉』治承元年(一一七七)十一月十八日条
- (5) 『山槐記』永暦二年(一一六一)四月二十八日条
- (6) (2) に同じ
- (7) 『宮廷女流文学読解考』総論中古編所収「萩の戸」考
- (8) 『国史大辞典』(福山敏雄氏執筆)
- (9) 『平安後期歌人伝の研究』所収「清輔年譜考」

和歌は『新編国歌大観』、『本朝世紀』は「新訂国史大系」、『山槐記』『兵範記』は「補史料大成」に拠る。